

## 日本における個人の生命の始まりと誕生に関する国民の認識あるいは感情

2002年4月5日

内閣府・総合科学技術会議・生命倫理専門調査会

報告者：波平恵美子

お茶の水女子大学・教授

## 1. 序

## (1) 人間の生命の誕生に関する人間社会に普遍的で共通した認識

子供の誕生は無から有が生じることであり、物の生産のように有である材料から何かが作られるということとは大きく異なる。従って、どのような社会でも子供の誕生は注目浴びる現象で有り、それぞれの社会、それぞれの時代において、子供の誕生についてはそれなりの説明の原理を発達させている。―――民族生殖観

## (2) 多様な生殖観と子供の社会的帰属に関する認識との結びつき

女性の子宮内での胎児の生育と産道を通っての子供の出産という身体メカニズムについては出産という現象や事故などによる妊婦の死亡身体の観察からよく知られていた。しかし、精子と卵子の結合（受精）、子宮内での着床、という生殖のメカニズムについては漠然とした知識しかなかった。わずかな例であるが、性交が女性の妊娠に不可欠な行為であるという認識のない社会もあった。

日本の場合、「種」と「畑」という比喻によってその生殖観を表現していた。その意味するところは、「畑」が違ふとできあがる作物の善し悪しはことなるが、同じ「種」からは同じ種類の作物しかできないということであり、男系、父系社会における父親及びその家系の、女性側の系統に対する、さらには生殖における男性の身体的女性の身体にたいする優越性を示した。その社会が父系社会か母系社会によって子供の社会的帰属が決まり、日本の場合はとくに大きかった。―――子供の社会的帰属と生殖観

## 2. (少なくとも) 明治末期以降昭和20年代までの胎児・子供についての生命観

### (1) 個人の存在価値とその社会的脈絡

- ・ある個人の存在価値が高いか低いかは地位や身分の上下とは別に、その個人が社会的脈絡の中にどの程度組み入れられているかによって決まる。子供の生命の価値は両親、「家」のメンバー、親族集団(養子慣行によって親族集団にとっても子供の誕生は大きな関心事であった)が、その胎児、新生児、乳幼児をどの程度社会的脈絡に組み入れるかによって決まった。
- ・間引きが行われた時代においては胎児は、その存在が将来も認められるときのみ(間引くことなく育てる時のみ)母親及びその家族によって妊娠が公表され帯付け祝いが行われた。
- ・妊娠は周囲の人から隠しおおせることは難しかったが、当人やその家族が公表しない場合には周囲の人はそのことの言及しない慣例があった。

### (2) 社会的脈絡の中に胎児、新生児、乳幼児を取り込むための社会的制度

#### ・生育儀礼

胎児の段階 : 帯付け祝い  
臨月の厄払い  
新生児の段階 : 「三日目」の祝い  
「お七夜」、名付け

乳幼児の段階 : お宮参り  
乳付け  
お食い初め  
百日  
初節句  
発誕生

- ・仮親、トリアゲバアサン(産婆であると同時に間引くことなく養育することの保証人としての存在)

(3) 信仰の脈絡における生命観

「七歳までは神の子」「子供は授かりもの」という表現に代表されるように、子供の生命は、人間の力や意思の届かないところにあり、子供の生命の誕生もその保証も神の手の内にあると考えた。幼児死亡率の高かった時代に生まれてすぐに死んだ子がいて、その次に産まれた子は死んだ子の生まれ変わりと考え、「生命の個別性」の観念は薄かったのではないかと推測される。「生命の共有性」とでも言いうる観念があった。

子

4

(3) 子供の生命観の対立・矛盾及びその解決

間引きや墮胎によって子供の生命の操作を行いながら他方では「神の子」という生命に対する畏敬も表明するという矛盾を解決する論理として「家」の存続というイデオロギーが用いられた。「間引き」という農業に関する用語によって嬰兒殺しを表現するところに、丈夫な子供だけを育て上げるという意味を読みとることができる。

### 3. 昭和20年代以降現代まで：母体の胎児及び子供に対する権利の拡大と生命観の変化

(1) 終戦時の混乱期から高度成長期まで

- ・人工中絶が合法化され、母体の生命に対する権利が拡大した。――母体優先
- ・「家」制度の廃止によって、生殖における「母―子」の関係が重視されるようになった。
- ・生命に対する人工的な操作が家族ぐるみというより女性個人の範囲で行えるようになった。

(2) 高度成長期以降超少子化時代まで

- ・生命の誕生についてのより医学的・科学的知識の普及
- ・超音波画像によって胎児が可視化されたことによる胎児と新生児とを同一視する傾向の発生
- ・「個別の生命」という認識の成立と「生命の始まり」の早期化

#### 4. 日本人における生殖観及び生命観の変化とヒト受精胚を巡る問題

**流動的状况：**少なくとも明治末期より現在まで、日本人における生命観は大きく変化している。その変化は科学的知識の進歩やその普及の度合いだけでなく、社会的な変化と強く結びついておきてきた（優生保護法の成立、新民法の成立、核家族の増大、生活水準の高度化、晩婚化等々）。このような社会的変化は今後も継続して起こってくると予想される。少子化に対する政治的・経済的対応の内容も、歴史的な経緯を考えると生命観の変化に影響を与える可能性がある。

**多様性の拡大：**子供を産み育てることの意義についての考え方や生殖医療に関する態度にみられるように、「日本人」とひとくくりにできないほど多様性が拡大している。ある人人には伝統性が強いが、別の人々では極めて革新的である。

ヒト受精胚を「生命が宿る存在」と見なし、それが生殖以外に使用されることを「生命の尊厳が侵害された」と見なすか、減胎手術は丈夫な子供を産むためにやむを得ない行為と見なすか、また人工中は母体保護だけではなく女性の自己決定権に関わる重大な事柄であると見なすかは一概に決論できない。多様性をどのように考慮するかはその時々、社会的判断によって決定してよいか否かは今後の議論の重要な点である。

**全体的傾向：**日本人における生命観の変化と多様性の拡大を考えても、全体としては、今後の変化が如何なるものか予想はできないものの、全体として未だ「胎児」に対する「生命の個別性」を認める傾向は低いと判断する。